

## 文化ファッション大学院大学研究活動不正防止対策の基本方針

(令和5年12月1日策定)

「文化ファッション大学院大学研究活動不正防止及び対応に関する規程」第5条第2項に基づき、次のとおり研究活動不正防止対策の基本方針を策定する。

### 1. 責任体系の明確化

不正行為防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に周知・公表する

### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

研究費の事務処理に関するルールや職務権限を明確にするとともに、不正行為防止対策に関する関係者の意識向上と浸透を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

### 3. 不正行為発生要因の把握と不正行為防止計画の策定・実施

不正行為の発生要因を把握し、具体的な不正行為防止計画を策定・実施することにより、不正行為の発生を防止する。

### 4. 研究費の適正な運営・管理

適正な予算執行を行うことができるよう、また、不正に繋がる可能性のある問題を把握できるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入し、研究費の適正な運営・管理を行う。

### 5. 情報発信・共有化の推進

研究費の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。

### 6. モニタリングの在り方

研究費の不正使用発生の可能性を最小限にするため、実効性のあるモニタリング体制を整備する。